

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年4月15日
【会社名】	森ビル株式会社
【英訳名】	MORI BUILDING Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 稔
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03(6406)6321
【事務連絡者氏名】	財務企画部 部長 小坂 雄一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03(6406)5023
【事務連絡者氏名】	財務企画部 部長 小坂 雄一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 10,000百万円 (注)一般募集の金額は有価証券届出書提出日現在の見込額 であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年4月5日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成22年4月15日に社債の利率につき仮条件を提示することになりましたので、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行社債（短期社債を除く。）

利率の欄

利払日の欄

利息支払の方法の欄

申込期間の欄

払込期日の欄

欄外注記

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

## 利率の欄

(訂正前)

利率(%)	未定 (平成22年4月15日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成22年4月21日から平成22年4月22日までの間に決定する予定である。)
-------	---

(訂正後)

利率(%)	未定 (東短キャピタルマーケット株式会社提示の円の3年スワップ・オフアード・レートに0.80%を加えた率～同レートに0.95%を加えた率を仮条件とする。)(注)12
-------	---

## 利払日の欄

(訂正前)

利払日	毎年4月28日及び10月28日(注)12
-----	----------------------

(訂正後)

利払日	毎年4月28日及び10月28日(注)13
-----	----------------------

## 利息支払の方法の欄

(訂正前)

利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成22年10月28日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各28日にその日までの前半か年分を支払う。(注)12</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記(注)「10. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
---------	---

(訂正後)

利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成22年10月28日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各28日にその日までの前半か年分を支払う。(注)13</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記(注)「10.元利金の支払」記載のとおり。</p>
---------	---

## 申込期間の欄

(訂正前)

申込期間	平成22年4月22日(注)13
------	-----------------

(訂正後)

申込期間	平成22年4月22日(注)14
------	-----------------

## 払込期日の欄

(訂正前)

払込期日	平成22年4月28日(注)13
------	-----------------

(訂正後)

払込期日	平成22年4月28日(注)14
------	-----------------

## 欄外注記

(訂正前)

(注)

&lt;前略&gt;

12. 利払日については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の6ヶ月毎の応当日に変更される。
13. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しているが、利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成22年4月15日から平成22年4月22日までを予定しており、実際の利率の決定については、平成22年4月21日から平成22年4月22日までのいずれかの日を予定している。また、払込期日についても平成22年4月27日から平成22年4月28日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成22年4月21日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成22年4月27日」となることがありますのでご注意ください。

(訂正後)

(注)

&lt;前略&gt;

12. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成22年4月21日から平成22年4月22日までの間に決定する予定である。
13. 利払日については、上記のとおり内定しているが、払込期日の繰り上げに応じて、払込期日の6ヶ月毎の応当日に変更される。
14. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しているが、利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成22年4月15日から平成22年4月22日までを予定しており、実際の利率の決定については、平成22年4月21日から平成22年4月22日までのいずれかの日を予定している。また、払込期日についても平成22年4月27日から平成22年4月28日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成22年4月21日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成22年4月27日」となることがありますのでご注意ください。

(注) 12の追加及び12、13の番号変更